

別紙 新旧対照表「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

新	旧
<p>&lt; 改正後全文 &gt;                      雇児発第0502001号                      平成17年5月2日                      （改正経過）                      雇児発第0403009号                      平成18年4月3日                      雇児発第0330026号                      平成19年3月30日                      雇児発第0331014号                      平成20年3月31日                      雇児発第0331027号                      平成21年3月31日                      雇児発0324第7号                      平成22年3月24日                      雇児発0514第1号                      平成24年5月14日                      雇児発0610第1号                      平成25年6月10日                      雇児発0513第8号                      平成26年5月13日                      雇児発0615第2号                      平成27年6月15日                      雇児発0727第2号                      平成28年7月27日                      雇児発0629第13号                      平成29年6月29日                      子発0619第1号                      平成30年6月19日                      子発0802第1号                      平成30年8月2日</p>	<p>&lt; 改正後全文 &gt;                      雇児発第0502001号                      平成17年5月2日                      （改正経過）                      雇児発第0403009号                      平成18年4月3日                      雇児発第0330026号                      平成19年3月30日                      雇児発第0331014号                      平成20年3月31日                      雇児発第0331027号                      平成21年3月31日                      雇児発0324第7号                      平成22年3月24日                      雇児発0514第1号                      平成24年5月14日                      雇児発0610第1号                      平成25年6月10日                      雇児発0513第8号                      平成26年5月13日                      雇児発0615第2号                      平成27年6月15日                      雇児発0727第2号                      平成28年7月27日                      雇児発0629第13号                      平成29年6月29日                      子発0619第1号                      平成30年6月19日</p>

新	旧
<p data-bbox="107 162 582 268">各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p data-bbox="613 316 1086 344">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="318 392 875 421">児童虐待防止対策支援事業の実施について</p> <p data-bbox="107 469 1086 689">児童福祉行政の向上については、かねてから特段の配慮を煩わしているところであるが、深刻な児童虐待が頻発する中で、児童相談体制の充実喫緊の課題であり、特に地域における相談業務の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっている。このため、今般、別紙のとおり「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="107 699 1086 919">なお、本通知の施行に伴い、平成11年6月18日児発第519号本職通知「家庭支援緊急整備促進事業の実施について」、平成14年1月18日雇児発0118007号本職通知「虐待思春期問題情報研修センター事業の実施について」及び平成16年6月23日雇児発第062301号本職通知「子育て支援総合推進モデル都道府県事業の実施について」は、廃止する。</p> <p data-bbox="107 967 174 995">別紙</p> <p data-bbox="362 1043 835 1072">児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p data-bbox="107 1120 259 1149">第1 目的</p> <p data-bbox="174 1158 1086 1299">児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができない状況がある。</p> <p data-bbox="174 1308 1086 1378">また、児童相談所には市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）の相談窓口がその機能を充分果たせるよ</p>	<p data-bbox="1108 162 1583 268">各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p data-bbox="1615 316 2087 344">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="1319 392 1877 421">児童虐待防止対策支援事業の実施について</p> <p data-bbox="1108 469 2087 689">児童福祉行政の向上については、かねてから特段の配慮を煩わしているところであるが、深刻な児童虐待が頻発する中で、児童相談体制の充実喫緊の課題であり、特に地域における相談業務の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっている。このため、今般、別紙のとおり「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="1108 699 2087 919">なお、本通知の施行に伴い、平成11年6月18日児発第519号本職通知「家庭支援緊急整備促進事業の実施について」、平成14年1月18日雇児発0118007号本職通知「虐待思春期問題情報研修センター事業の実施について」及び平成16年6月23日雇児発第062301号本職通知「子育て支援総合推進モデル都道府県事業の実施について」は、廃止する。</p> <p data-bbox="1108 967 1176 995">別紙</p> <p data-bbox="1364 1043 1836 1072">児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p data-bbox="1108 1120 1261 1149">第1 目的</p> <p data-bbox="1176 1158 2087 1299">児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができない状況がある。</p> <p data-bbox="1176 1308 2087 1378">また、児童相談所には市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）の相談窓口がその機能を充分果たせるよ</p>

新	旧
<p>う後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。</p> <p>さらに、平成28年の児童福祉法改正において、市町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化されたことから、子どもやその保護者にとって最も身近な場所である市町村における福祉に関する支援等を行う体制強化が求められている。</p> <p>このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、子どもの安全確認体制の強化、市町村を中心とした在宅支援の強化及び児童虐待の防止に資する広報啓発等を実施するほか、市町村における児童の安全確認のための体制整備及び児童虐待に対応する職員等の資質向上等を実施し、児童虐待に関する相談・対応機能を強化することにより、子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>う後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。</p> <p>さらに、平成28年の児童福祉法改正において、市町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化されたことから、子どもやその保護者にとって最も身近な場所である市町村における福祉に関する支援等を行う体制強化が求められている。</p> <p>このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、子どもの安全確認体制の強化、市町村を中心とした在宅支援の強化及び児童虐待の防止に資する広報啓発等を実施するほか、市町村における児童の安全確認のための体制整備及び児童虐待に対応する職員等の資質向上等を実施し、児童虐待に関する相談・対応機能を強化することにより、子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。</p>
<p>第2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、第3に定める事業のうち、1（2）⑥（イ及びウを除く。）及び⑦、3（2）①及び並びに12については、都道府県等及び市町村とし、3（2）②については、都道府県及び指定都市とし、1（2）⑧については、都道府県等、中核市（児童相談所設置市を除く。以下同じ。）及び特別区とし、6については、都道府県等、中核市、施行時特例市及び特別区とし、7については、指定都市、児童相談所設置市及び市町村とし、13については、指定都市、児童相談所設置市、市（指定都市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。）及び特別区とする。</p> <p>なお、事業の効果的な実施の観点から、外部への委託が可能な事業については、適切な者又は団体を選定し、事業自体を外部委託するこ</p>	<p>第2 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、第3に定める事業のうち、1（2）⑥（イ及びウを除く。）及び⑦、3（2）①及び並びに12については、都道府県等及び市町村とし、3（2）②については、都道府県及び指定都市とし、1（2）⑧については、都道府県等、中核市（児童相談所設置市を除く。以下同じ。）及び特別区とし、6については、都道府県等、中核市、施行時特例市及び特別区とし、7については、指定都市、児童相談所設置市及び市町村とし、13については、指定都市、児童相談所設置市、市（指定都市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。）及び特別区とする。</p> <p>なお、事業の効果的な実施の観点から、外部への委託が可能な事業については、適切な者又は団体を選定し、事業自体を外部委託するこ</p>

新	旧
<p>とができる。委託する際は、個人情報の管理、業務上知り得た秘密の保持等を厳守させることに十分留意すること。</p>	<p>とができる。委託する際は、個人情報の管理、業務上知り得た秘密の保持等を厳守させることに十分留意すること。</p>
<p>第3 事業内容 以下の1～15までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 児童虐待防止対策研修事業 (略)</p> <p>2 保護者指導・カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待への児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、親子関係の再構築を目指した積極的な子どもや保護者に対する指導が求められている。 児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われているため、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うことにより、虐待の再発防止及び子どもの福祉の向上に資するものである。</p> <p>(2) 事業内容 以下の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じて選択し、実施すること。（複数実施も可能とする。）</p> <p>① 保護者指導支援カウンセリング事業 児童相談所に、児童福祉司と連携して継続的な保護者指導を行う児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者（以下「保護者指導支援員」という。）を配置し、児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより子どもの家庭復帰への取組の強化を図る。 なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等</p>	<p>第3 事業内容 以下の1～15までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 児童虐待防止対策研修事業 (略)</p> <p>2 保護者指導・カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待への児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、親子関係の再構築を目指した積極的な子どもや保護者に対する指導が求められている。 児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われているため、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うことにより、虐待の再発防止及び子どもの福祉の向上に資するものである。</p> <p>(2) 事業内容 以下の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じて選択し、実施すること。（複数実施も可能とする。）</p> <p>① 保護者指導支援カウンセリング事業 児童相談所に、児童福祉司と連携して継続的な保護者指導を行う児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者（以下「保護者指導支援員」という。）を配置し、児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより子どもの家庭復帰への取組の強化を図る。 なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等</p>

新	旧
<p>と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。</p> <p>② 家族療法事業 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、親子関係の再構築や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行う。</p> <p>③ ファミリーグループカンファレンス事業 保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供する。</p> <p>④ 宿泊型事業 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行う。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>① 保護者指導支援カウンセリング事業 ア 保護者指導支援員は、児童相談所の決定した援助方針に則り、児童福祉司と連携して子どもの家庭復帰に向けた保護者指導を行うこと。 イ 施設入所等の措置や一時保護の解除後において、保護者等に対し、子どもへの接し方の助言やカウンセリングを行うこと。 また、子どもの家庭復帰した家庭への定期的な連絡・訪問、相談支援を行うこと。 ウ 保護者への指導を強化する観点から、保護者指導支援員については、常に児童相談所に配置するよう努めること。 エ 保護者指導支援員を確保する社会福祉法人等や、保護者指導支援を行うことができる精神科医療機関、NPO法人等に事業を委</p>	<p>と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。</p> <p>② 家族療法事業 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、親子関係の再構築や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行う。</p> <p>③ ファミリーグループカンファレンス事業 保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供する。</p> <p>④ 宿泊型事業 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行う。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>① 保護者指導支援カウンセリング事業 ア 保護者指導支援員は、児童相談所の決定した援助方針に則り、児童福祉司と連携して子どもの家庭復帰に向けた保護者指導を行うこと。 イ 施設入所等の措置や一時保護の解除後において、保護者等に対し、子どもへの接し方の助言やカウンセリングを行うこと。 また、子どもの家庭復帰した家庭への定期的な連絡・訪問、相談支援を行うこと。 ウ 保護者への指導を強化する観点から、保護者指導支援員については、常に児童相談所に配置するよう努めること。 エ 保護者指導支援員を確保する社会福祉法人等や、保護者指導支援を行うことができる精神科医療機関、NPO法人等に事業を委</p>

新	旧
<p>託することができる。</p> <p>オ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うこと。</p> <p>(イ) 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うこと。</p> <p>(ウ) 援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うこと。</p> <p>カ 保護者指導の実施に当たっては、保護者の現状把握に努めるとともに、効果的な指導を行う観点から、保護者への面接による指導を継続的に行うこと。</p> <p>② 家族療法事業</p> <p>ア 子どもや家族に対する治療計画（プログラム）については、児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して作成し実施すること。</p> <p>イ 実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とすること。</p> <p>ウ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。</p> <p>③ ファミリーグループカンファレンス事業</p> <p>ア (2)③に掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことを基本とすること。</p> <p>イ 話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者が集まり、父親同士又は母親同士でグループとなって討議やピアカウンセリングを実施するなど、複数の保護者等が合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。</p> <p>④ 宿泊型事業</p> <p>ア この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(ア) 児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、親子関係の再構築や家族の養育機能の強</p>	<p>託することができる。</p> <p>オ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うこと。</p> <p>(イ) 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うこと。</p> <p>(ウ) 援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うこと。</p> <p>カ 保護者指導の実施に当たっては、保護者の現状把握に努めるとともに、効果的な指導を行う観点から、保護者への面接による指導を継続的に行うこと。</p> <p>② 家族療法事業</p> <p>ア 子どもや家族に対する治療計画（プログラム）については、児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して作成し実施すること。</p> <p>イ 実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とすること。</p> <p>ウ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。</p> <p>③ ファミリーグループカンファレンス事業</p> <p>ア (2)③に掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことを基本とすること。</p> <p>イ 話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者が集まり、父親同士又は母親同士でグループとなって討議やピアカウンセリングを実施するなど、複数の保護者等が合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。</p> <p>④ 宿泊型事業</p> <p>ア この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(ア) 児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、親子関係の再構築や家族の養育機能の強</p>

新	旧
<p>化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族  (イ) 子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族</p> <p>イ 事業内容  個々のケースに応じて次のような事業を実施する。  (ア) 家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練  (イ) 育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議  (ウ) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り  (エ) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言</p> <p>ウ その他  宿泊期間は個々のケースに応じて設定することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。</p> <p>(4) 留意事項</p> <p>① 本事業を円滑に実施するには、子ども、保護者の状態の変化に即した対応が必要であるため、児童相談所と担当する精神科医等とが情報交換を密にし、情報の共有化を図り、効果的な対応の確保に努めること。</p> <p>② 本事業を実施するに際し、個人情報の保護には十分留意すること。</p> <p>③ 本事業を実施するに当たり、児童相談所の正規職員を充てる場合や、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、本事業の対象とする。</p> <p>④ 子ども、保護者の状況に応じた保護者指導を実施するため、(2)②～④に掲げる事業以外の特定のプログラムに基づく保護者指導についても、本事業の対象とする。</p> <p>⑤ <u>外部委託する場合には、上記①、②に掲げる留意事項に十分に留意するとともに、児童相談所と適切に連携し、その業務を遂行するのにふさわしいと考える者又は団体を選定すること。</u></p>	<p>化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族  (イ) 子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族</p> <p>イ 事業内容  個々のケースに応じて次のような事業を実施する。  (ア) 家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練  (イ) 育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議  (ウ) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り  (エ) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言</p> <p>ウ その他  宿泊期間は個々のケースに応じて設定することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。</p> <p>(4) 留意事項</p> <p>① 本事業を円滑に実施するには、子ども、保護者の状態の変化に即した対応が必要であるため、児童相談所と担当する精神科医等とが情報交換を密にし、情報の共有化を図り、効果的な対応の確保に努めること。</p> <p>② 本事業を実施するに際し、個人情報の保護には十分留意すること。</p> <p>③ 本事業を実施するに当たり、児童相談所の正規職員を充てる場合や、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、本事業の対象とする。</p> <p>④ 子ども、保護者の状況に応じた保護者指導を実施するため、(2)②～④に掲げる事業以外の特定のプログラムに基づく保護者指導についても、本事業の対象とする。</p>

新	旧
<p>3～6 (略)</p> <p>7 市町村相談体制整備事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>平成28年の児童福祉法改正において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが責務として明確化されたところである。</p> <p>これを踏まえ、市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 市町村スーパーバイズ事業</p> <p>市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員（以下「スーパーバイザー」という。）を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。</p> <p>② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業</p> <p>ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。</p> <p>イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。</p> <p>③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業</p> <p>児童福祉法第10条の2に規定する児童等に対する必要な支援を行うための拠点（以下「支援拠点」という。）を運営する。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>① 市町村スーパーバイズ事業</p> <p>スーパーバイザーの役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。</p> <p>ア 要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦</p>	<p>3～6 (略)</p> <p>7 市町村相談体制整備事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>平成28年の児童福祉法改正において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが責務として明確化されたところである。</p> <p>これを踏まえ、市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 市町村スーパーバイズ事業</p> <p>市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員（以下「スーパーバイザー」という。）を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。</p> <p>② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業</p> <p>ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。</p> <p>イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。</p> <p>③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業</p> <p>児童福祉法第10条の2に規定する児童等に対する必要な支援を行うための拠点（以下「支援拠点」という。）を運営する。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>① 市町村スーパーバイズ事業</p> <p>スーパーバイザーの役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。</p> <p>ア 要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦</p>

新	旧
<p>等を対象とした支援業務（危機判断とその対応（情報源からの聞き取り、安全確認、危機判断、危機対応）及び支援（調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等））に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。</p> <p>イ 児童福祉法第26条第1項第2号等に基づき、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導に対する専門的技術的助言・指導等を行う。</p> <p>ウ その他、必要と認められる場合に専門的技術的助言・指導等を行う。</p> <p>② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業</p> <p>ア 要保護児童対策地域協議会に関する総括（協議事項や参加機関の決定等の開催に向けた準備、議事運営、議事録の作成、資料の保管等）、支援の実施状況の進行管理（関係機関等による支援の実施状況の把握、市町村内における全ての虐待ケースについての進行管理台帳の作成等）及び関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>イ 虐待対応強化支援員又は心理担当職員の役割は、それぞれ次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（ア）虐待対応強化支援員 虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援等に対する助言等を行う。</p> <p>（イ）心理担当職員 心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア等に対する助言等を行う。</p> <p>③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業</p> <p>「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付雇児発0331第49号。以下「支援拠点設置運営要綱」という。）に基づく支援拠点を運営するものとする。</p> <p><u>ただし、支援拠点設置運営要綱6の（3）及び別紙の1で定める配置人員等において、「常時〇名」とあるのは、開設時間帯のうち週休日・夜間を除く週40時間を標準とする時間帯において配置する必要がある職員数と解することができる。</u></p>	<p>等を対象とした支援業務（危機判断とその対応（情報源からの聞き取り、安全確認、危機判断、危機対応）及び支援（調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等））に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。</p> <p>イ 児童福祉法第26条第1項第2号等に基づき、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導に対する専門的技術的助言・指導等を行う。</p> <p>ウ その他、必要と認められる場合に専門的技術的助言・指導等を行う。</p> <p>② 要保護児童対策地域協議会機能強化事業</p> <p>ア 要保護児童対策地域協議会に関する総括（協議事項や参加機関の決定等の開催に向けた準備、議事運営、議事録の作成、資料の保管等）、支援の実施状況の進行管理（関係機関等による支援の実施状況の把握、市町村内における全ての虐待ケースについての進行管理台帳の作成等）及び関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>イ 虐待対応強化支援員又は心理担当職員の役割は、それぞれ次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（ア）虐待対応強化支援員 虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援等に対する助言等を行う。</p> <p>（イ）心理担当職員 心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア等に対する助言等を行う。</p> <p>③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業</p> <p>「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付雇児発0331第49号。以下「支援拠点設置運営要綱」という。）に基づく支援拠点を運営するものとする。</p>

新	旧
<p>なお、支援拠点設置運営要綱6の(3)ただし書きのとおり、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市町村(支援拠点)は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式(支援拠点設置運営要綱別紙の2参照)で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置する必要があることに留意すること。</p> <p>また、最低配置人員を超えて虐待対応専門員を配置した場合は、人数分の補助基準額を加算(上限5人まで)することができる。</p> <p>8 一時保護機能強化事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもを同一の空間において援助する混合での援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもの教育の保障の問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。</p> <p>このため、都道府県等は、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB、<u>児童相談所OB</u>及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価(アセスメント)を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>次のいずれかの一時保護対応協力員を配置する。</p> <p>① 学習指導協力員</p> <p>保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行うものとする。</p> <p>② 障害等援助協力員</p>	<p>なお、支援拠点設置運営要綱6の(3)ただし書きのとおり、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市町村(支援拠点)は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式(支援拠点設置運営要綱別紙の2参照)で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置する必要があることに留意すること。</p> <p>また、最低配置人員を超えて虐待対応専門員を配置した場合は、人数分の補助基準額を加算(上限5人まで)することができる。</p> <p>8 一時保護機能強化事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもを同一の空間において援助する混合での援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもの教育の保障の問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。</p> <p>このため、都道府県等は、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価(アセスメント)を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>次のいずれかの一時保護対応協力員を配置する。</p> <p>① 学習指導協力員</p> <p>保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行うものとする。</p> <p>② 障害等援助協力員</p>

新	旧
<p>疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的 外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。</p> <p>③ トラブル対応協力員 混合での援助などからくる子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図ることとする。</p> <p>④ 専門的ケア対応協力員 保護している子どもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行うものとする。</p> <p>⑤ 一時保護委託付添協力員 <u>児童養護施設や医療機関等へ一時保護委託を行う場合の付添（医療機関への委託一時保護など、子どもが入院している場合に、病院院内での付添や通常家庭が行う世話（洗濯物の回収等）や病院との連絡調整を含む。）</u>や、一時保護所又は一時保護委託した児童養護施設等から学校に通う場合の付添を行うものとする。</p> <p>⑥ その他（外国人対応協力員（通訳など）等） 個々の保護している子どもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行うものとする。</p> <p>（3）実施方法 一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、（2）の業務を行うものとする。また、必要に応じ一時保護委託先に派遣することもできる。</p> <p>（4）留意事項</p> <p>① 様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。</p> <p>② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密</p>	<p>疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的 外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。</p> <p>③ トラブル対応協力員 混合での援助などからくる子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図ることとする。</p> <p>④ 専門的ケア対応協力員 保護している子どもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行うものとする。</p> <p>⑤ 一時保護委託付添協力員 児童養護施設や医療機関等へ一時保護委託を行う場合や、一時保護所又は一時保護委託した児童養護施設等から学校に通う場合の付添を行うものとする。</p> <p>⑥ その他（外国人対応協力員（通訳など）等） 個々の保護している子どもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行うものとする。</p> <p>（3）実施方法 一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、（2）の業務を行うものとする。また、必要に応じ一時保護委託先に派遣することもできる。</p> <p>（4）留意事項</p> <p>① 様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。</p> <p>② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密</p>

新	旧
<p>を守らなければならないこと。</p> <p>③ (2)①の学習指導協力員が行う学習指導については、子どもの学齢等を考慮した対応に努めること。</p> <p>④ <u>外部委託する場合には、上記①～③に掲げる留意事項に十分に留意し、その業務を遂行するのにふさわしいと考える者又は団体を選定すること。</u></p>	<p>を守らなければならないこと。</p> <p>③ (2)①の学習指導協力員が行う学習指導については、子どもの学齢等を考慮した対応に努めること。</p>
<p>9～11 (略)</p>	<p>9～11 (略)</p>
<p>12 児童の安全確認等のための体制強化事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、児童相談所又は市町村において、児童虐待の通告を受けた際の子どもの安全確認等の体制を強化することを目的とする。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>次のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。</p> <p>① 安全確認対応職員</p> <p>児童虐待の通告のあった子どもについて、目視による安全確認の補助を行う。</p> <p>② 事務処理対応職員</p> <p>児童相談所又は市町村において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>安全確認等対応職員は、児童相談所又は市町村に配置する。</p> <p>特に、児童虐待の通告のあった子どもについての安全確認や調査等の初期対応を強化する観点から、複数名の安全確認対応職員を配置することが求められる。</p> <p>(4) 留意事項</p> <p>① 安全確認等対応職員については、警察官OB等その業務を遂行するにふさわしいと考える者を充てること。</p> <p>② 子どもの安全確認は年間を通じてその体制強化を図る必要が</p>	<p>12 児童の安全確認等のための体制強化事業</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>児童相談所や市町村における児童虐待に関する相談対応件数が増加している中で、児童相談所又は市町村において、児童虐待の通告を受けた際の子どもの安全確認等の体制を強化することを目的とする。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>次のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。</p> <p>① 安全確認対応職員</p> <p>児童虐待の通告のあった子どもについて、目視による安全確認の補助を行う。</p> <p>② 事務処理対応職員</p> <p>児童相談所又は市町村において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p>安全確認等対応職員は、児童相談所又は市町村に配置する。</p> <p>特に、児童虐待の通告のあった子どもについての安全確認や調査等の初期対応を強化する観点から、複数名の安全確認対応職員を配置することが求められる。</p> <p>(4) 留意事項</p> <p>① 安全確認等対応職員については、警察官OB等その業務を遂行するにふさわしいと考える者を充てること。</p> <p>② 子どもの安全確認は年間を通じてその体制強化を図る必要が</p>

新	旧
<p>あることから、安全確認対応職員は、可能な限り、年間を通じて週 28 時間程度の勤務とすることが望ましいが、短時間勤務の複数の非常勤職員を任用するなどして対応しても差し支えない。</p> <p>③ <u>外部委託する場合には、業務を遂行するのにふさわしいと考える者又は団体を選定すること。</u></p> <p>13～15 (略)</p> <p>第4 国の助成 国は、都道府県等又は市町村がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>あることから、安全確認対応職員は、可能な限り、年間を通じて週 28 時間程度の勤務とすることが望ましいが、短時間勤務の複数の非常勤職員を任用するなどして対応しても差し支えない。</p> <p>13～15 (略)</p> <p>第4 国の助成 国は、都道府県等又は市町村がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。</p>